

平成十八年十二月十五日受領
答弁第二一四号

内閣衆質一六五第二一四号

平成十八年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省報道課長による設宴等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省報道課長による設宴等に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省において、御指摘の課長に確認した。

二について

外務省として、御指摘の課長は、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第六条第一項の規定に基づき、贈与等報告書の提出の要否を判断しているものと認識している。

三について

御指摘の課長は、法令を遵守する義務を負っている。

四について

国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員が、事業者等（同条第五項に規定する事業者等及び同条第六項の規定により事業者等とみなされる者をいう。）から、一件につき五千円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一

号)で定める報酬の支払を受けたときは、同法第六条第一項の規定により贈与等報告書を提出する義務がある。